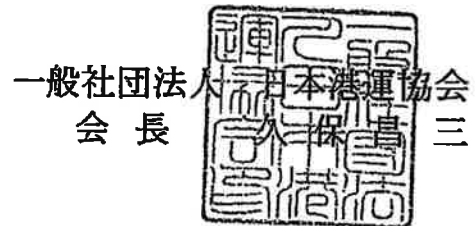


2019 第 3 1 5 号
2020 年 1 月 6 日

会員及び特別会員 各位



ご 連 絡

平素は港湾運送業界に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当協会は、過日、2019年7月1日付2019第118号『ご連絡』を発出致しました。同通知において、2011年（平成23年）8月17日付「福島第一原発事故に伴う放射能汚染問題（中古自動車・建機等）に関する暫定確認書」に関し、原発事故から8年以上が経過した現状に鑑み、当協会としましては、もはや労使間で一律に暫定的な対策を取りまとめる必要性は消失したと考え、取扱貨物の放射能汚染対策につきましては、放射能検査の実施の可否を含め、各会員店社殿においてご判断頂きたく、ご連絡したところです。具体的には、中古自動車・建機等（内航貨物含む）の貨物を取り扱われるに際し、放射能検査を実施するか否か、実施した場合の費用をどのように負担されるか、さらには、放射能検査以外の何らかの対策をとられるか否かについては、当協会は各会員店社殿に対し、何らの強制をするものでもありません。これらの事項については、各会員店社殿において、個別にご判断頂きたいと考えております。

今般、以上につきご理解頂きたく、本文書により再度ご連絡致します。

以上